

社会福祉施設等の従事者に

2万円相当のギフトカードを配付します!

従事者支援事業
第2弾の
申請受付期間

令和5年

12

4月

から

令和6年

1

19日

まで



大阪府広報担当
副知事もずちゃん

大阪府社会福祉施設等従事者支援事業(第2弾)について

大阪府では、新型コロナウイルス感染症が5類化された以降も感染対策の徹底などが求められている介護・保育施設等の従事者に対する支援として、2万円相当のギフトカードを配付いたします。

従事者支援事業第2弾の対象者

大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設において、令和5年4月1日から令和5年12月1日までの間で10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた者(退職者、派遣及び委託によるものを含む)。
※公務員(常勤・非常勤)は対象外

従事者支援事業第2弾で支給される
ギフトカードの金額

対象となる
従事者
一人当たり

2万円相当の
ギフトカードを支給

申請方法等の詳細については、大阪府HPをご確認ください



お問い合わせ先

大阪府社会福祉施設等従事者支援事業(第2弾)コールセンター
電話番号 06-7178-8891(平日9時から18時まで)